

2025 年 6 月 20 日
日本銀行決済機構局

C B D C フォーラム W G 3
「K Y C と ユーザー認証・認可」
第 13 回会合の議事概要

1. 開催要領

(日時) 2025 年 3 月 12 日 (水) 14 時 00 分～16 時 00 分
(形式) 対面形式および W e b 会議形式
(参加者) 別紙のとおり

2. プレゼンテーション

N R I セキュアテクノロジーズ株式会社、株式会社千葉銀行よりプレゼンテーションが行われた。概要は以下のとおり。

(1) 法人における K Y C、認証・認可について① (N R I セキュアテクノロジーズ株式会社)

—— プレゼンテーション資料は別添 1 を参照。

法人の信頼性 (以下、トラスト) 確認の観点と、トラスト確認における国内外の事例を紹介し、日本で C B D C を発行することとなった場合の示唆を整理した上で、グループディスカッションへと繋げたい。

C B D C では、個人・法人の利用者、追加サービス提供事業者、仲介機関、中央システム等の様々な参加者 (以下、アクター) が存在し得る。C B D C の普及を進めるには、各アクターのトラストを確保し、各アクターが安心して C B D C の枠組みに参加できる環境を整える必要がある。法人は、利用者、追加サービス提供事業者、仲介機関といった様々な立場になり得るが、本プレゼンにおいては、利用者としての法人、特にその口座開設時に焦点を当てる。

法人のトラスト確認の観点は様々あるが、後述する C B D C の海外事例や国内外の金融機関における事例を参考にすると、「エンティティ (サービス利用主体)」、「ガバナンス (企業内統制)」、「データ」に分けて整理できるだろう。エンティティ (サービス利用主体) については、法人身元確認、社員身元確

認、法人の活動実態の確認の観点が挙げられ、日本においては犯罪収益移転防止法（以下、犯収法）によって、「本人特定事項」、「取引目的」、「事業内容」、「実質的支配者」の確認を行わなければならないと規定されている。具体的な確認方法としては、法人が預金口座を開設する際に、法人に関する証明書類の真正性・有効性を確認するとともに、取引目的、事業内容、実質的支配者等を確認した上で、反社会的勢力や制裁対象等のリストとの照合による顧客フィルタリングを行うことによって、当該法人のトラストを確保している。

ガバナンス（企業内統制）については、適切な権限をもとにした手続きであるかの権限確認、内部犯行や不正操作といったリスクに対する対策についての認証（C e r t i f i c a t i o n）を取得しているかの確認、といった観点が挙げられる。

データについては、提出された電子書類の発行元および送信元の法人に対する真正性の確認が挙げられる。通信インフラの高度化やデジタルサービスの普及・多様化により、実空間における書類のやりとりをサイバー空間においても円滑に実現することが求められており、電子データの改ざんや送信元のなりすまし等の不正行為を防止する仕組みが不可欠である。具体的な事例の一つとして、電子書類の発行元の真正性の確認については、総務省によって企業等が発行する電子データの発行元を証明する「eシール¹」という仕組みの活用が検討されている。C B D Cにおいて、非対面での口座開設を想定すると、電子書類の利用も考えられ、こうした仕組みを活用する可能性もあるだろう。

次に、法人の口座開設時に実施しているトラスト確認について、C B D Cを既に発行しているバハマの事例と国内金融機関（千葉銀行）の事例をもとに、エンティティ、ガバナンス、データの観点で整理する。

①バハマのC B D CであるS a n d D o l l a rは、バハマ中央銀行がA F I（A u t h o r i z e d F i n a n c i a l I n s t i t u t i o n s／認定金融機関）を通じて発行しており、C B D C口座の開設業務はA F Iが担う。A F Iとして認定されている当地のデジタルウォレットサービス「K a n o o」における法人のウォレット開設時の手続きを調査したところ、申し込みを行った法人の定款や口座開設に関する取締役会決議または議事録、役員・取締役・株主の名簿、署名者の本人確認書類等の提示を求めており、これらに基づきエンティティおよびガバナンスの観点での確認を行って

¹ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/ninshou-law/electronic_seal.html

いると推測される。データの観点では、公開情報からは確認ができなかった。

②バハマに支店を置くカナダの *Scotiabank* は、法人の預金口座開設を対面のみで実施しているとみられる。預金口座開設を求める法人に対しては、上述した A F I で必要とされる書類に加え、より幅広い関係者の本人確認書類や、最新の年次報告書や事業計画書等の提示が必要とされ、これに基づきエンティティおよびガバナンスの観点での確認を行っている。データの観点では、対面での確認のみのため、電子書類は使用しない（千葉銀行の事例も同様）。

③千葉銀行は、法人口座開設を対面のみで実施している。口座開設を求める法人に対して、履歴事項全部証明書や印鑑証明書の提出、取引目的の確認等の犯収法に基づく対応に加えて、行員の訪問による実地調査や、委任状による代理権の確認等を行い、これに基づきエンティティおよびガバナンスの観点での確認を行っている。

これらの事例を踏まえ、C B D Cにおけるトラスト確認に関する示唆と論点を挙げる。

1つ目の示唆は、エンティティとガバナンスの観点に関し、他の信頼できる第三者によって確認済のトラスト情報の活用が考えられ、日本における情報の取得先候補としては、①法人の口座開設時に犯収法に則った各種確認により一定の保証レベルの情報を保有している銀行や、②デジタル庁が提供する事業者を対象とした共通認証システムであり、一部のアカウント種別は身元確認審査の上で発行される G ビズ I D²が挙げられる。こうした確認済のトラスト情報を活用することで業務負荷を抑えることができると推察される。また、各情報の連携にはフォーマット統一も論点であると考えられ、身元確認の付加情報をやり取りする方法を定義した O I D C 4 I D A（Open ID Connect for Identity Assurance）³が候補の一つとして挙げられるだろう。

2つ目の示唆は、エンティティとガバナンスの観点に関し、重要な確認観点についてはC B D C口座開設業務を担当するA F Iでも取得・検証を行っている事例から、日本のC B D Cにおいても同様に、仲介機関は重要な確認観点については自ら確認することと、その際に何を確認すべきかを検討することは重要であろう。

3つ目の示唆は、データの観点に関しては、非対面での口座開設を想定した

² <https://gbiz-id.go.jp/top/> 参照

³ https://openid.net/specs/openid-connect-4-identity-assurance-1_0.html 参照

場合、必要な書類を法人から取得する際に電子書類の利用も想定されるが、その書類の真正性の検証について、日本においてはeシールといった仕組みの活用や、非対面での手続きに対応できない法人を念頭に対面でのC B D C口座開設手続きを設けるか、が検討事項になると考えられる。

最後に、グループディスカッションのための論点を3点挙げる。1点目は、確認済みの法人のトラスト情報を利用する場合の課題・懸念事項。2点目は、C B D C口座開設業務を担当する仲介機関でも取得・検証すべき確認観点。3点目は、非対面での口座開設に必要な電子書類の真正性を検証する方法。以上について、各参加者の意見を伺いたい。

(2) 法人におけるKYC、認証・認可について②(株式会社千葉銀行)

—— プレゼンテーション資料は別添2を参照。

法人の本人確認について、地方銀行である千葉銀行の実情や業務をもとに説明を行い、グループディスカッションへ繋げたい。

千葉銀行は、千葉県を中心に店舗を展開している地方銀行であり、法人・個人のお客さまに対応するチャネルとして、店舗窓口に加え、法人・個人事業主向けインターネット総合サービスである法人ポータルや個人向けスマートフォンアプリ等によって対面・非対面ともに対応している。

足許、日本国内における法人数は増加傾向にあり、千葉県も同様に推移している。千葉県は、土地柄、東京に本社を構える企業の事業所も多く所在し、2021年時点では、千葉県に本社を構える法人数6万6千に対し、事業所数20万9千である。法人名義の預金口座(以下、法人口座)は、用途ごとに複数口座開設されるケースもあるため、法人数よりも多くの法人口座が存在している。上述のとおり、新設法人数は増加傾向であることを踏まえると、C B D C口座を開設する可能性のある法人数も同様に増えていくことが見込まれる。法人口座は、個人名義の預金口座(以下、個人口座)と比べて、事業性決済を装うことで多額の不正な資金を移転しやすいことや、詐欺による被害金の振込先の口座に指定された場合に、被害者が不信感を抱きづらいこと等を理由に、悪用された場合の影響が大きい。こうしたことも背景に、個人口座の開設に比べて、より厳格な口座開設の手続きが設けられている実情がある。

当行では、法人口座の開設は店舗窓口での対面手続きのみに対応しており、①ご来店いただく方(以下、手続き者)の身元確認、②法人の身元確認、③法

人と手続き者の関係性の確認が必要となる。①手続き者の身元確認は、個人の口座開設手続きと同様に身元確認を行うが、②法人の身元確認と、③法人と手続き者の関係性の確認については、法人口座の開設手続き特有の対応として、当該法人の履歴事項全部証明書や印鑑証明書等の公的書類の提出、口座開設に関わる必要事項を記入する当行制定帳票の提出を依頼している。その後、当該法人の営業実態等の確認をすべく、専用のチェックシートに基づき架電や実地調査等を実施する流れである。ただし、架電や実地調査の前にも事前調査の時間が必要なため、法人口座の開設には一定の時間がかかる仕組みとなっている。口座開設後は、リスクベースによる継続的顧客管理に取り組んでおり、例えば、郵送等による顧客情報の変更確認や、登記情報の変動等をモニタリングするなどを実施している。

当行の法人向けインターネットバンキング（以下、法人ＩＢ）は、インターネットを通じて、総合振込・給与（賞与）振込・代金回収（口座振替）・地方税納入、振込・振替、税金・各種料金の払込み、預金残高や入出金明細等の照会、外国送金や輸入信用状の発行・条件変更、外貨預金の振替等の様々な取引に対応しており、ログイン時、照会時、振込時等のタイミングで電子証明書、暗証番号、ワンタイムパスワード等を組み合わせた認証を求めることで、外部の悪意者による不正行為を防止している。また、法人ＩＢにおける各ユーザーのＩＤやアクセス権限等の管理は、管理者として設定したマスターユーザーが行う仕組みとしている。中小企業等ではマスターユーザーは法人の代表者が務めることが多いが、事務部門や経理部門の責任者が務めるケースも少なくなく、当行として特段の制限は行っていない。

最後に、ＣＢＤＣに関連するディスカッションポイントとして３点挙げる。１点目は、オンラインで完結可能な法人の本人確認方法として「電子認証登記所発行の電子証明書」を用いた方法等も整備されている背景を踏まえ、従来対面で受領していた本人確認にかかる必要書類の真贋をオンラインのみで判断する方法・仕様はあるか。２点目は、履歴事項全部証明書等の書類だけでは確認できない活動実態等の確認について、従来は架電、実地調査などによって確認を行っているが、こうした確認作業を非来店・非対面のオンラインで行うとした場合、どのような方法があるのか。３点目は、高額決済などの金額に応じた課題、営業エリアなどの地域面での課題、口座開設・顧客管理に対応する銀行側の能力やリソースの限界を踏まえて、金融機関がどの程度まで不正防止の対応をするのか。また、他にどのような主体が対応を行うのが適切か。以上について、各参加者の意見を伺いたい。

3. 質疑応答とグループディスカッション

参加者による質疑応答の後、グループディスカッションが行われ、各グループ代表者からの発表が行われた。概要は以下のとおり。

【バハマにおけるC B D Cの普及具合と得られる示唆】

(参加者) バハマにおけるC B D Cの実際の普及具合はどうか。個人の場合と同様に法人のお客さまにとっても、C B D C自体に何らかのバリューがなければ、法人の本人確認書類や特に本事例では事業計画の提出も求められることから、そこまでして利用をしたいとは思われないのではないだろうか。サービスとしてはリリースされたが、実際はあまり普及していないとすれば、それを参考とすることの意義は乏しいのではないかと感じた。

(参加者) 今回のテーマであるC B D Cにおける法人に対するK Y Cについては情報が少なく、その中でも一定の調査が可能であったので、バハマのC B D Cの事例を調査対象とした。バハマにおいては、現時点ではあまり普及していないのが実態と認識している。

(参加者) 先行事例が限られている故にバハマの事例を調査したと理解した。この事例からは、むしろ普及が進まないネックが何なのかを分析することで、日本におけるC B D C検討の示唆に繋がるかもしれない。

【対面とW e b経由での法人口座開設における差異】

(参加者) W e b経由での法人口座開設に関し、対面で行う場合との差異について伺いたい。

(参加者) 法人口座開設では、対象となる法人の業種や業態等によって口座開設時に確認が必要な項目が変わる。当行はW e b経由での法人口座開設を取り扱っていないが、こうした確認項目については、対面の口座開設でもW e b経由の口座開設でも変わらないと思われる。

(参加者) 当行では、対面での口座開設でも行う提出いただいた謄本等の確認や調査に加えて、W e b面談を必要としている。申し込み受付から口座開設までは、W e b面談日の調整や各種手続きの進捗を勘案し、約1カ月程度要することがある。

(参加者) 当行の場合は、Web面談ではないが、全先に架電し、各種の確認を行っている。また、犯収法において、法人を代表して取引を行う申込者の権限を確認することが求められているため、代表者自身が申込者である場合を除き、原則一度は申込者に来店をいただくようお願いしている。口座開設までは、当行側の繁忙も考慮し、余裕をもって約1カ月としている。

【法人IBにおけるユーザーの身元確認】

(参加者) 法人IBにおいて、操作を行う各ユーザーの身元確認は行っているか。

(参加者) これらのユーザー管理は、企業側でマスターユーザーに一任されており、当行としては個別のユーザーにつき身元確認は行っていない。企業側が責任をもってユーザーを管理する仕組みである。

【各グループ代表者からの発表】

(参加者) 議論の中では、法人がCBDCの利用者となるユースケースについては、どのようなものがあり得るかを考えていく必要があるとの意見や、取り扱える金額の多寡次第で、身元確認の保証レベルが変わるのではないかと、との意見があった。また、不正リスクが低いと思われるユースケースに限られる場合は、預金口座開設と比べ、簡易的なKYCでCBDC口座を開設できるとすることも考えられるので、こうした場合はCBDCの活用場が広がるだろう、との意見があった。

プレゼンにおいて、法人のトラスト情報の取得先候補としてGビズIDと銀行が挙げられたが、①GビズIDについては、日本に所在する法人が約200万社であるのに対し、発行済みのGビズIDが100万超と、普及がまだ十分ではない点が実用上の懸念点として挙げられる、②銀行については、銀行側でトラスト情報を提供するAPIのような仕組みが準備されれば、トラスト情報の取得先としての利用が進むのではないかと、との意見があった。このほか、将来的には、紙の公的書類の電子化が進むことも考えられ、こうした流れによってオンラインでのKYCは容易になっていくだろう、との意見があった。

(参加者) 法人が行うCBDCの取引に関するリスクが、銀行預金取引と比較して同等以下の場合には、CBDC口座開設時におけるKYCの水準も同

等以下にできると考えられる。加えて、AML／CFT等の観点でCBDCの方が不正防止をしやすい設計にできる場合には、KYCの水準を下げる事が可能かもしれない。

(参加者) まずは、法人においてどのようなCBDCのユースケースが想定されるかの議論を行った。個人のユーザー間での送金にCBDCが使用されるという想定のもと、消費者との資金決済が多い一部の限られた法人のみがB2Cの決済での利用を希望するのではないかと、との意見があった。また、全体として一定以上の取引ボリュームが見込めるニーズがあるかは疑問で、法人が追加的にB2Cの決済に対応する意義は高くないかもしれない、との意見もあった。法人のユースケースをB2Cの決済と想定すると、銀行が提供している既存サービスと比較して、少なくともマネー・ローンダリングや不正利用のリスクは低いと考えられることから、銀行にて本人確認済の法人が同一の銀行にてCBDC口座を開設する際には、簡易的な確認のみで認められるだろう、との意見があった。

次に、B2Bの決済がCBDCにより低廉な手数料で提供される場合を想定すると、既存のビジネスに対して大きな影響を及ぼすため、こうした場合は慎重な検討が必要との意見があった。

また、法人IBにおいて残高照会や振込等を行う際の認証については、操作者自身の身元確認は必要なく、ワンタイムパスワードや事前に登録された暗証番号等により正しい認証が行われることで、銀行は当該法人との契約に基づく依頼と認識している。

最後に、法人は、実在性の確認を含むKYCには限界があるため、KYCを実施した上で、期中のモニタリングにより不正利用を検知し、必要に応じて解約を含む不正利用への対応を継続的に行っていくことが重要である。こうした口座開設から期中管理、解約への対応等を含めた一連のコストとリスクに対して、CBDCの口座開設によって受け得る利益を勘案し、ビジネスとして成り立つかが、仲介機関として参画する際の重要な判断軸のひとつとなる、との意見があった。

(参加者) 不正対策をどの主体が担うべきかについて議論を行ったが、CBDCによって業務が単純に増え、ほかにメリットが得られないことは、避けるべきとの意見があった。また、仮に不正対策が十分でない仲介機関があった場合、その情報が悪意者間で共有され、当該仲介機関が集中的に狙われる可能性がある。こうした事態を避けるためには、全ての仲介機関で一定水準以上の統一された確認項目の策定が必要だろう。このほか、こうし

た確認項目等を公開することも考えられるが、その場合は当該項目を形式的に満たすための抜け道を悪意者は模索するので留意が必要、との意見があった。

このほか、C B D Cの仲介機関になれば、C B D Cの不正対策を委託されることで収入を得られることや、顧客法人の管理の効率化・高度化に繋がるといったメリットがあれば、仲介機関となるハードルが下がるのではないかと、との意見があった。

(参加者) GビズIDまたは銀行から法人のトラスト情報を取得したとしても、情報を受け取った仲介機関としては、当該情報が正しいかを改めて確認する必要が生じると考える。そうすると、仲介機関は当該トラスト情報についての正誤を確認しなくてはならず、結局二重の手間になり得る。このため、トラスト情報を外部から取得するのではなく、始めから仲介機関が自ら必要な確認を行う方がよいのでは、との意見があった。また、そもそも非対面での確認には、一定の限界があるため、非対面で法人口座開設の申込を受けたとしても、対面での面談や現地調査による実態確認が必要となるケースが往々にしてある、との意見があった。

(参加者) 法人のKYCは、提出が必要な本人確認書類の数やその多様さから、お客さまにとっては、わかり辛く、書類不備によって複数回のやり取りが生じることも珍しくないが、海外の事例では、本人確認書類の電子化により事務効率化を進めた事例もあることから、日本でも電子化の議論が進むことが望ましい、との意見があった。

また、C B D Cにおける法人のトラスト情報の取得については、他の事業者が行った本人確認の情報やGビズIDといった基盤が持つ情報を活用することで業務効率化が図れるのでは、との意見があった。

4. 次回予定

次回の会合は5月27日(火)に開催予定。

以 上

C B D C フォーラム WG 3
「KYCとユーザー認証・認可」
第13回会合参加者

(参加者) ※五十音・アルファベット順
株式会社イオン銀行
セコム株式会社
ソニー株式会社
大日本印刷株式会社
株式会社千葉銀行
日本電気株式会社
日本マイクロソフト株式会社
日立チャネルソリューションズ株式会社
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
株式会社マネーフォワード
株式会社みずほ銀行
株式会社三井住友銀行
株式会社三菱UFJ銀行
株式会社りそなホールディングス
NRIセキュアテクノロジーズ株式会社
株式会社NTTドコモ
PayPay株式会社

(事務局)
日本銀行

エグゼクティブサマリ

法人における
トラスト確認
の観点

- **法人(事業法人)における信頼性(トラスト)確認の観点**について、外部動向での議論をまとめ、分類すると、「**エンティティ**」、「**ガバナンス**」、「**データ**」に分けられる
 - ・ エンティティ観点：犯収法で定められる観点(本人特定、取引目的、事業内容、実質的支配者の確認)や、担当者個人の確認、顧客管理(Customer Due Diligence)が挙げられる
 - ・ ガバナンス観点：担当者の権限や認証(certification)取得の確認が挙げられる
 - ・ データ観点：利用する電子書類の真正性確認が挙げられる

トラスト確認
の各観点にお
ける事例

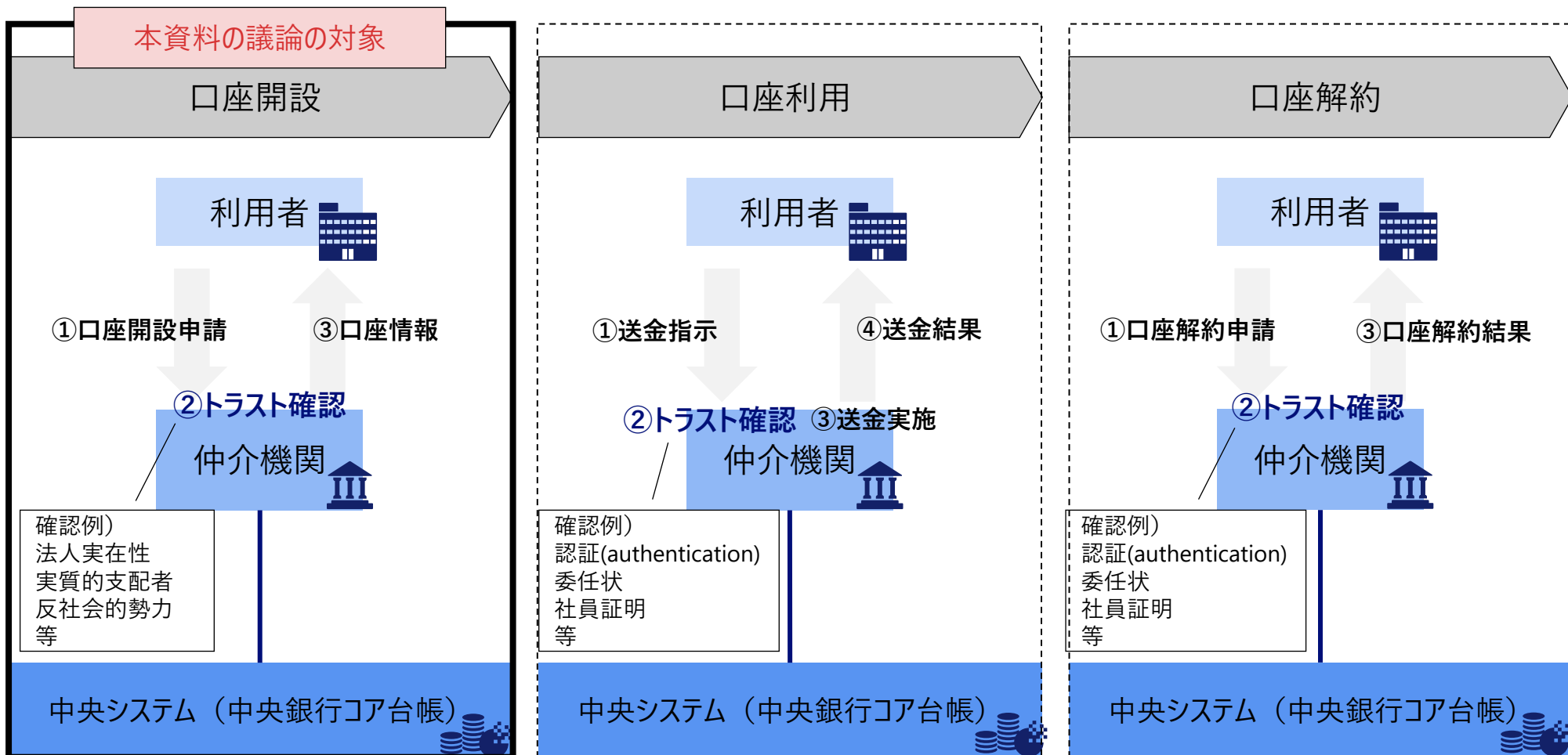
- バハマのCBDCであるSand Dollarでは、**銀行が持つ法人のトラスト情報を利用**することが可能であるが、**重要な確認観点については、CBDC口座開設業務を実施する認定金融機関で情報を取得・検証**している
- 日本の金融機関である千葉銀行では、犯収法で規定される観点に加えて、担当者個人の確認や実地調査を実施している

日本のCBDC
における示唆

- **示唆①(エンティティ観点、ガバナンス観点)**：バハマの事例より、日本のCBDCにおいても**確認済みのトラスト情報を利用**することで業務負荷を抑えることができると推察される
 - ・ **論点A**：確認済みのトラスト情報の取得先(案：銀行、GビズID)
 - ・ **論点B**：各情報取得先が持つ「トラスト情報」とその「情報取得時の確認方法」のバラつきへの対応(案：OIDC4IDAによる情報連携フォーマットの統一)
- **示唆②(エンティティ観点、ガバナンス観点)**：バハマの事例より、日本のCBDCにおいても**重要な確認観点については、CBDC口座開設業務を担当する機関にて情報を取得・検証**する必要があると推察される
 - ・ **論点C**：重要な確認観点の対象(案：犯収法規定の観点や担当者個人の身元確認。法人の活動実態(実地調査結果等)は示唆①の取得先の情報を利用)
- **示唆③(データ観点)**：非対面で口座開設に必要な書類を取得するには電子書類の利用が想定されるが、その書類の真正性を検証するために、「**eシール**」の活用可能性があると推察される
 - ・ **論点D**：業務のオンライン化が進みづらい中小企業を考慮した対面による口座開設の可否

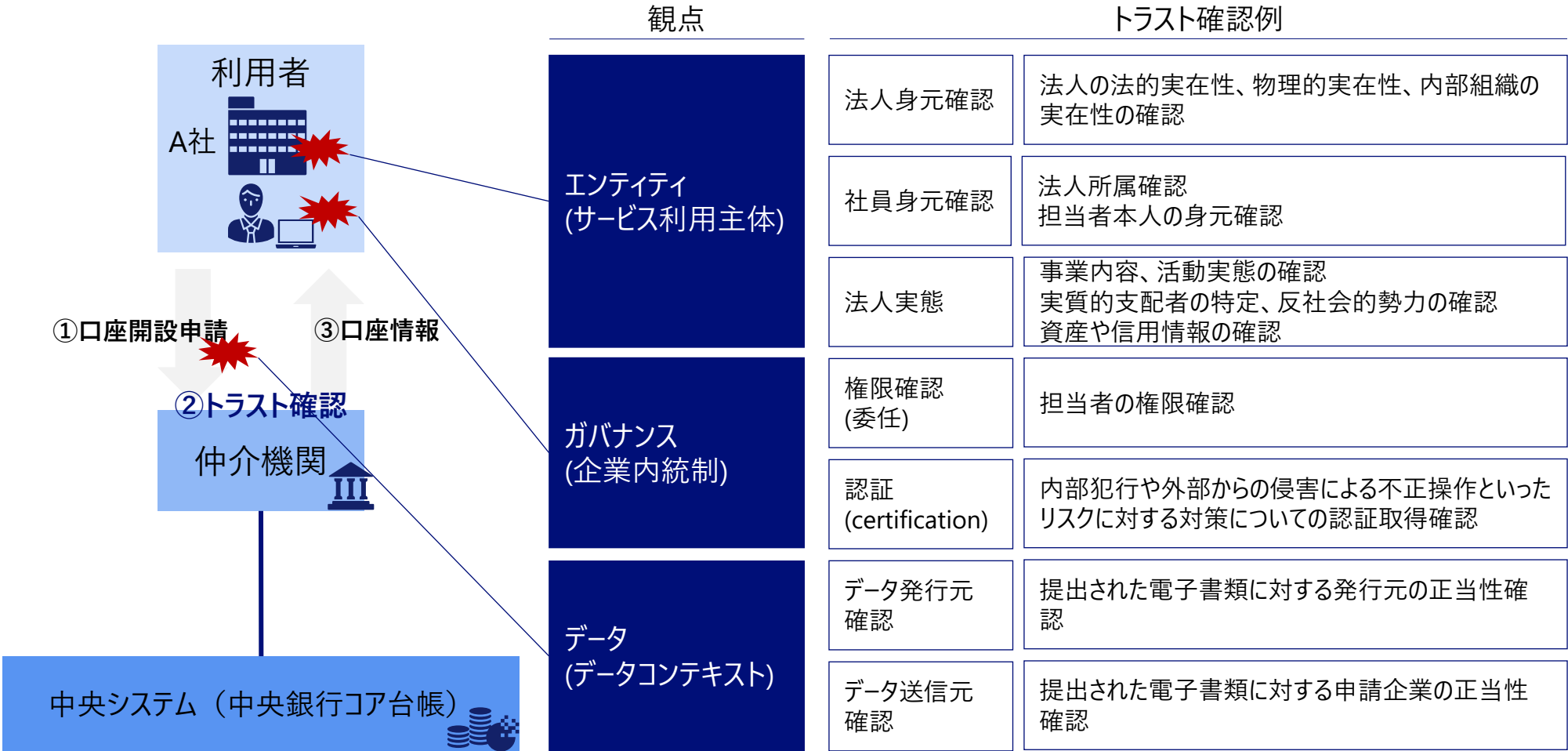
本資料では、法人利用者(事業法人)の状態遷移のうち、「口座開設時」を対象にトラストの確認観点を整理する

- 法人利用者について、口座開設～口座利用～口座解約の状態遷移それぞれにおいて、**信頼性(以降、トラストと呼称)の確認が必要**になるが、「**口座開設時**」を議論対象にする



トラスト確認の観点を分類すると、「エンティティ」、「ガバナンス」、「データ」に分けられる

- 法人のトラスト確認の項目は様々であるが、外部動向での議論をまとめ、項目を分類すると「エンティティ」、「ガバナンス」、「データ」に分けられる。



バハマのCBDCであるSand Dollarは、認定金融機関が口座開設業務を実施 法人ウォレットは銀行口座と紐づけて銀行が持つ法人のトラスト情報の利用が可能



Sand Dollarの概要

- バハマドル(B\$)のデジタル版であり、現金と同様に**バハマ中央銀行が認定金融機関(AFI)を通じて発行**する。
- 携帯電話アプリケーション(iOSおよびAndroid)または物理的な支払いカードを使用してデジタルウォレットにアクセスし利用される。
- 法人向けのウォレットは**銀行口座と紐づけられる**必要があり、**銀行が持つ法人のトラスト情報を利用することが許可**されている。

補足) Sand Dollarの主な仕様

- **すべての決済サービス会社はデジタル通貨にアクセス**でき、Sand Dollar Networkを使用してバハマドルの小売支払いを決済できる。
- 島間の通信が切断された場合でも「**オフライン機能**」をサポート。
- トランザクションのほぼ瞬時の検証/リアルタイムのトランザクション処理。
- 支払いを受け入れるビジネス向けのPOSサポート。フィンテックに合わせたソリューションを通じて、企業は最新のクレジットカードやデビットカード、または携帯電話アプリで支払いを処理できる。
- **完全に監査可能なトランザクション証跡 (匿名ではない)**。トランザクションの監視は、ユーザーの機密性を保護し、アクセスに関する厳格な規制基準によって管理される。
- **不正検出の監視**。
- デジタル通貨の国内使用への制限。**バハマのCBDCは国内使用のみ**を目的としており、国内以外の受取人による受け入れは禁止。
- **ウォレットユーザー向けの多要素認証**。ユーザーは、一部の支払い取引を完了するために、ランダムに生成されたパスコード2つを入力する必要があります。
- デジタルIDソリューション(KYCおよびID機能)は、金融サービスセクターで使用するために試験的に使用可。

Sand Dollarでは、銀行が持つ法人のトラスト情報を利用することが可能であるが、重要な確認観点については、CBDC口座開設業務を実施する認定金融機関で情報を取得・検証する



Sand Dollarに対応する認定金融機関(Kanoo)における法人口座開設業務

- 口座開設を求める株式会社に対して以下の提示を求めている
 - 定款
 - 口座開設に関する取締役会決議または議事録
 - 役員、取締役および株主の名簿
 - 国民保険庁による適正証明書
 - 有効な事業許可証（ビジネス許諾証）/登録証明書
 - すべての権限ある署名者の有効な政府発行の身分証明書(個人の身元確認)
 - 会社ロゴ
 - VAT証明書



エンティティ

法人身元確認：登録証明書、会社ロゴ
社員身元確認：すべての権限ある署名者の有効な政府発行の身分証明書
法人実態：定款、役員、取締役および株主の名簿、国民保険庁による適正証明書、VAT証明書

ガバナンス

権限確認(委任)：口座開設に関する取締役会決議または議事録
認証(certification)：ビジネス許諾証

データ

非対面での口座開設が可能のため、確認を実施していると推察されるが、公開情報からは観点不明

銀行が持つ法人のトラスト情報を利用するバハマの事例より、日本のCBDCにおいても確認済み情報を利用することが考えられ、その情報の取得先候補として銀行とGビズIDが挙がる

示唆① (エンティティ観点、ガバナンス観点)

- バハマの事例(Sand Dollar、Scotiabank)では、銀行が持つ法人のトラスト情報を利用することで、口座開設時の業務負荷(金融機関及び事業者ともに)を低減していると想定され、**日本のCBDCにおいても確認済みのトラスト情報を利用することで業務負荷を抑える**ことができると推察される。

示唆①における論点A

- 日本のCBDCにおいて確認済みのトラスト情報を利用するにあたり、**情報の取得先**の論点があると考える。
 - 取得先候補1：銀行
 - ほとんどの法人は銀行口座を持っており、口座開設時に取得した情報は**犯収法に則り一定の保証レベル**を持つ。
 - 取得先候補2：GビズID
 - **デジタル庁が提供**し、一部アカウントは**身元確認審査の上で発行**される。また、法人設立ワンストップからの連携が予定されており、**CBDCもワンストップに組み込むことで普及を促進する案**も検討の余地ありと考える。

GビズIDとは

- GビズIDは、事業者(法人・個人事業主)が1つのアカウントで様々な行政システムにログインできる**法人向けサービス**
- アカウントの発行累計数は115万者、接続サービス数は188サービス(2024年5月時点)
- 法人代表者へ発行するGビズIDプライムアカウントは、**身元確認審査をして発行**される
- GビズIDが保持する利用者情報
 - 基本情報：法人番号/個人事業主管理番号、法人名/屋号、都道府県、市区町村+番地、代表者氏名/個人事業主氏名、代表者氏名フリガナ/個人事業主氏名フリガナ、代表者生年月日
 - アカウント利用者情報：アカウント利用者氏名、アカウント利用者氏名フリガナ、アカウント利用者生年月日、連絡先郵便番号、都道府県名、市区町村+番地、マンション名等、会社部署名/部署名、SMS受信用電話番号、連絡先電話番号、アカウントID(メールアドレス)

日本のCBDCにおいて確認済み情報を利用するにあたり、各情報取得先が持つ情報のバラつきという課題に対してOIDC4IDAにより情報連携フォーマットを統一する対応が挙げられる

示唆①における論点B

- 日本のCBDCにおいて確認済みのトラスト情報を利用するにあたり、各情報取得先が持つ「トラスト情報」とその「情報取得時の確認方法」にバラつきがあるため、情報連携のフォーマット統一が論点になると考える。
- 情報連携のフォーマット統一の候補として、OpenID Foundation eKYC Identity Assurance ワーキンググループにて策定された**OpenID Connect for Identity Assurance(OIDC4IDA)**が挙げられる。
- また、先述のGビズIDはOIDC4IDAへの対応を予定している。

OIDC4IDAとは

- 身元確認の付加情報をやり取りする方法を定義したもの
- 身元確認結果を連携する際に、「誰が」「どのように」「いつ」「何を基に」確認したかといった情報を付与することができる

OIDC4IDAの利用イメージ

身元確認における付加情報を要求

- 何のルールに基づき
- いつ
- どのように
- 何を証拠として
- どんな属性を検証したか



CBDC

①身元確認結果とともに
付加情報を要求



②身元確認結果と
付加情報を返却



情報取得先

身元確認における付加情報を返却

- 犯罪収益移転防止法に基づき
- 2025/2/21に
- 対面で
- 履歴事項全部証明書を証拠として
- 法的実在性を検証

重要な確認観点はCBDC口座開設業務を実施する機関でも情報を取得・検証するバハマの事例より、日本においても同様に重要な確認観点はCBDC側でも情報取得・検証が必要

示唆② (エンティティ観点、ガバナンス観点)

- バハマの事例(Sand Dollar、Scotiabank)では、銀行が持つ法人のトラスト情報を利用する一方、重要な確認観点についてはCBDC口座開設業務を実施する認定金融機関でも情報を取得・検証しており、**日本のCBDCにおいても重要な確認観点についてはCBDC口座開設業務を担当する仲介機関等にて情報を取得・検証する必要があると推察される。**

参考情報)

- 全銀協が提供する「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」でも、**取得した情報に完全依拠ではなく「連携先でも追加で身元確認を行う」ことが重要**と言及されている。

全銀協「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」より抜粋 (<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news321130.pdf>)

不正利用防止の観点で、資金移動業者等が行っている本人確認プロセスを確認することが必要である。特に、資金移動業者等の利用者がアカウント開設する際の実在性・同一性の確認や、銀行口座と連携する際の犯収法上の取引時確認のプロセス（犯収法施行規則第 13 条の銀行依拠（取引時確認方法の特例）を行っている場合のプロセスや**追加確認事項、銀行依拠以外の確認プロセス**）の確認を行うことが重要である。

バハマのCBDCにおいて、法人の活動実態に係る観点は取得先の情報を利用する対象の1つと考えられる

示唆②における論点C

- 日本のCBDCにおいて、CBDC口座開設業務を担当する機関で確認すべき**重要な確認観点**として何を規定するか検討が必要である。

バハマにおける考察

バハマCBDC口座開設に必要と想定される情報

バハマCBDCの口座開設業務をする認定金融機関(仲介機関等)が提出を求めている書類

エンティティ

法人身元確認：登録証明書、会社ロゴ
社員身元確認：すべての権限ある署名者の有効な政府発行の身分証明書
法人実態：定款、役員、取締役および株主の名簿、国民保険庁による適正証明書、VAT証明書

ガバナンス

権限確認(委任)：口座開設に関する取締役会決議または議事録
認証(certification)：ビジネス許諾証

バハマ金融機関では提出必要だが、CBDC仲介機関では提出不要な書類(=**仲介機関が金融機関が持つ情報**を利用している対象と拝察)

エンティティ

社員身元確認：会社の全署名者の身分証明書
法人実態：年次報告書/申告書、事業計画、事業の住所証明、現在の役員証明書

ガバナンス

その他：会社の全署名者・役員・取締役・株主に関する1通の信用照会状

- バハマ金融機関では提出必要だがCBDC仲介機関では提出不要な書類に、「年次報告書/申告書」や「事業計画」があることから、法人の活動実態に係る観点はCBDCにおいて取得先の情報を利用する対象の1つと考えられる

日本のCBDCにおいて、**実地調査等の法人の活動実態に係る観点**は取得先の情報を利用しつつ、**犯収法で規定される観点や担当者個人の確認**はCBDC側でも**情報取得・検証が必要**

示唆②における論点C(続き)

- 日本のCBDCにおいて、CBDC口座開設業務を担当する機関で確認すべき**重要な確認観点**として何を規定するか検討が必要である。

バハマにおける考察を踏まえた日本における示唆

千葉銀行における確認観点

凡例) 青字：法人の活動実態に係る確認観点

エンティティ	法人身元確認：履歴事項全部証明書記載の法人情報、印鑑証明書、 訪問による実地調査 社員身元確認：ご来店いただく方の「公的な本人確認資料」の確認 法人実態：履歴事項全部証明書記載の事業内容、取引目的の確認、実質的支配者リスト等の確認
ガバナンス	権限確認(委任)：代理権の有無（委任状等）

- 千葉銀行における確認観点(犯収法観点、担当者個人、実地調査)の内、「**実地調査**」が法人の活動実態に係る観点と想定

- 日本のCBDCにおいて、CBDC側でも情報取得・検証が必要な対象情報は、**犯収法で規定される観点**(本人特定、取引目的、事業内容、実質的支配者の確認)や、**担当者個人の身元確認**と考えられる (※想定ユースケースによっては追加で確認が必要な情報ありと思料)

非対面での口座開設には電子書類の真正性検証に「eシール」の活用可能性がある一方、オンライン化が進みづらい中小企業を考慮すると対面による口座開設も設けるか検討が必要

示唆③ (データ観点)

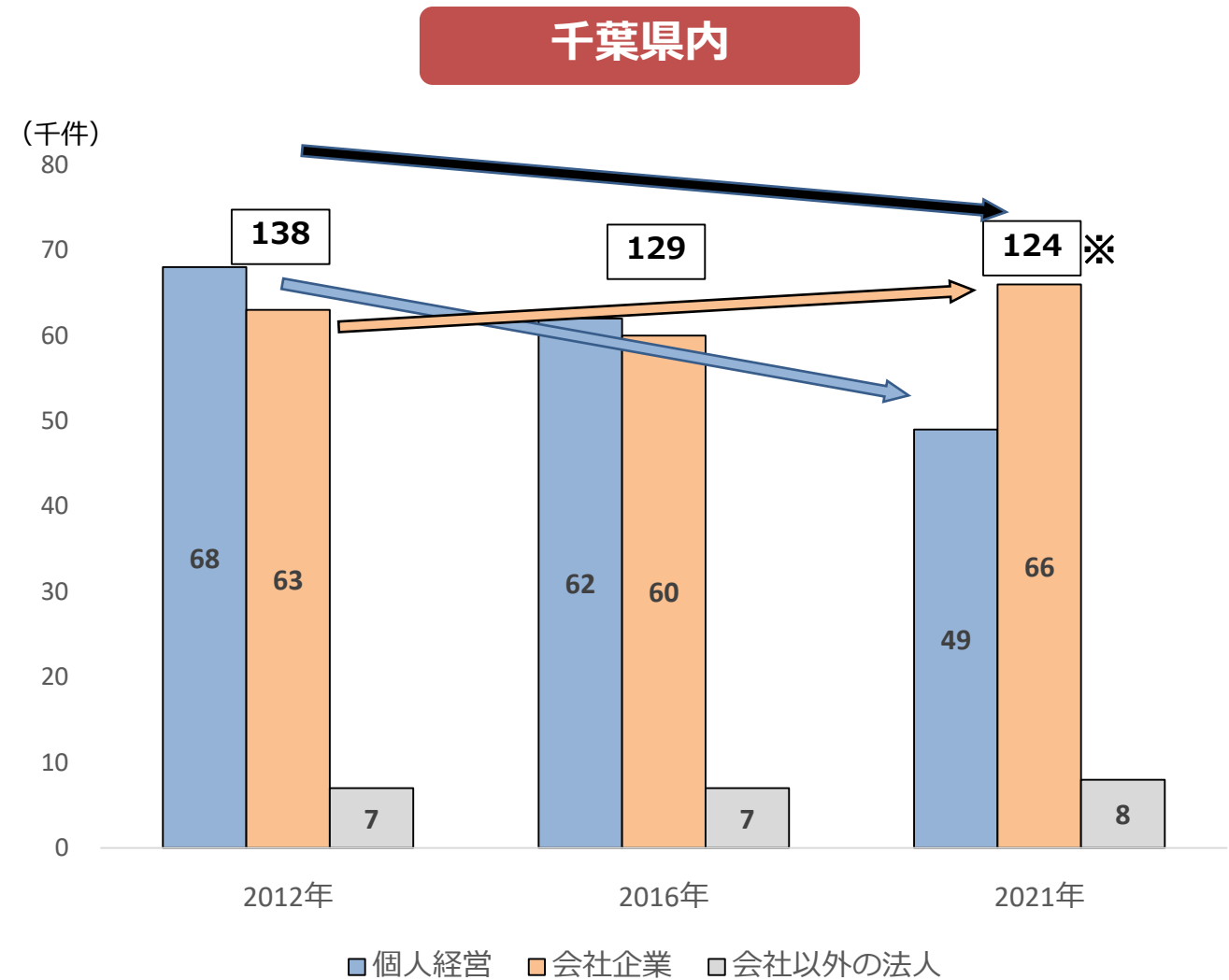
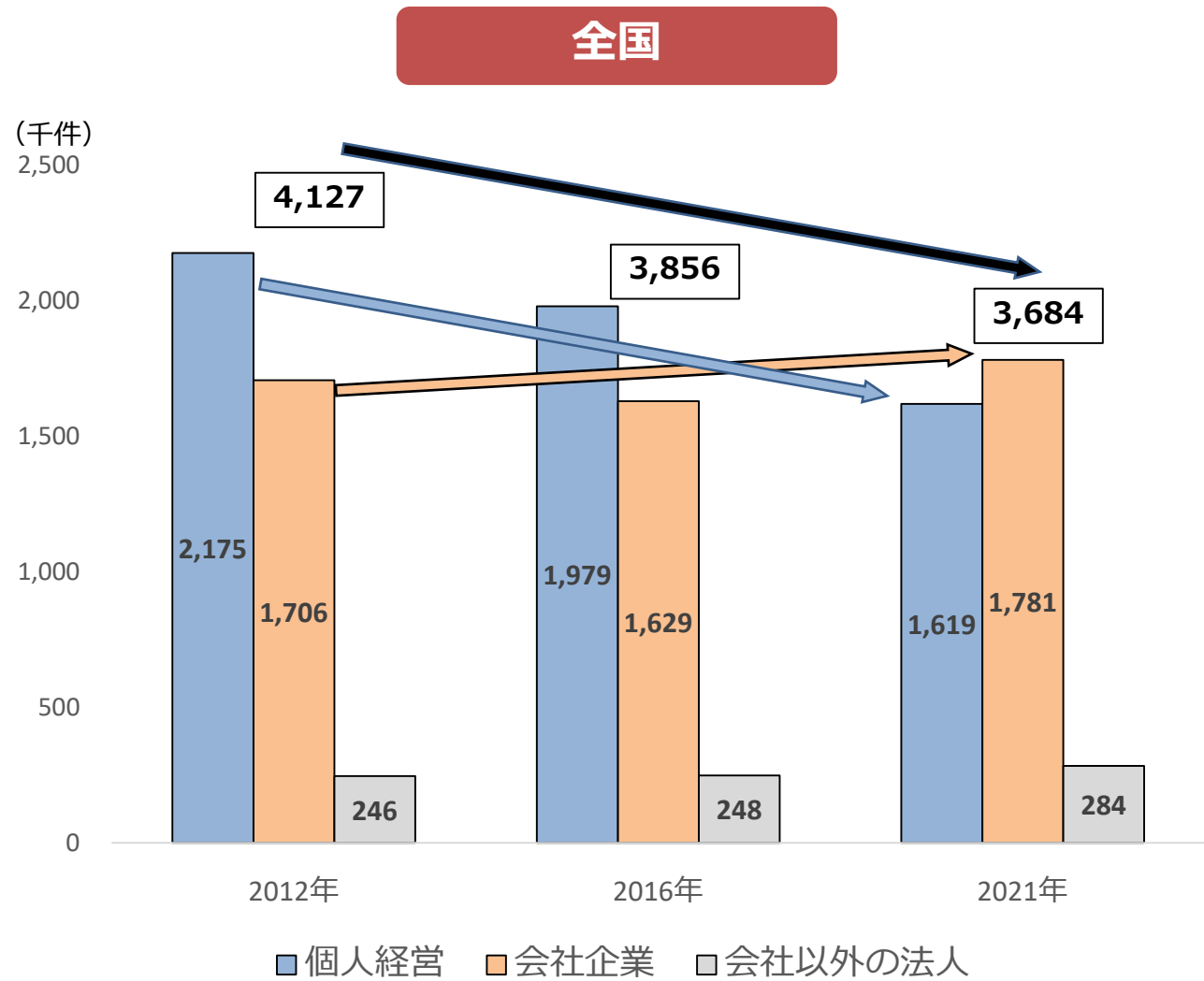
- バハマの事例(Sand Dollar)では、CBDC口座は非対面でも開設可能であり、日本においても非対面での口座開設を想定していると認識している。**非対面で口座開設に必要な書類を取得するには電子書類の利用**が想定されるが、その書類の真正性を検証するために、先述のとおり**「eシール」の活用**が検討されるべきと考える。

示唆③における論点D

- CBDCの利用者は大企業から中小企業まで想定しているが、**中小企業では予算等の課題より業務のオンライン化が進みづらいという背景があり「eシール」の活用も浸透しづらい**と考える。そのため、**対面によるCBDC口座開設も設けるか検討が必要**であると考え。

- 国内の企業数は全体で減少基調。個人経営が急ピッチで減少していることが要因と推察
一方で会社企業は増加している
- 千葉県も同様の傾向

別添2
株式会社千葉銀行



出所) 総務省経済センサス (<https://www.stat.go.jp/data/e-census/index.html>)

※事業所数ベースでは209千先

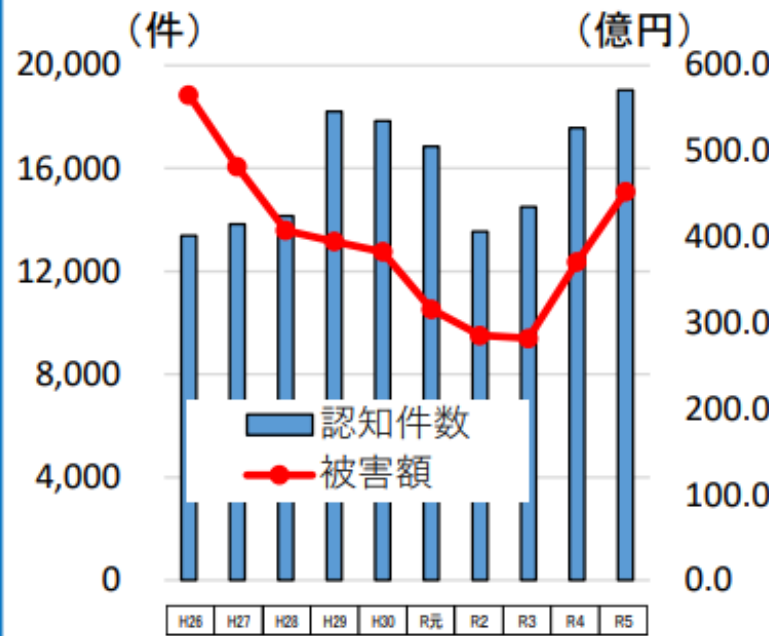
現在の情勢

特殊詐欺等に対しては、「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）及び「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」（令和5年3月17日犯罪対策閣僚会議決定）等に基づき官民一体となった対策を講じてきた一方で、令和5年中の詐欺被害は約1,630億円と前年から倍増。

近年、SNSやキャッシュレス決済の普及等が進む中で、これらを悪用した犯罪の手口が急激に巧妙化・多様化。それによって引き起こされる詐欺等の被害が、加速度的に拡大する状況。

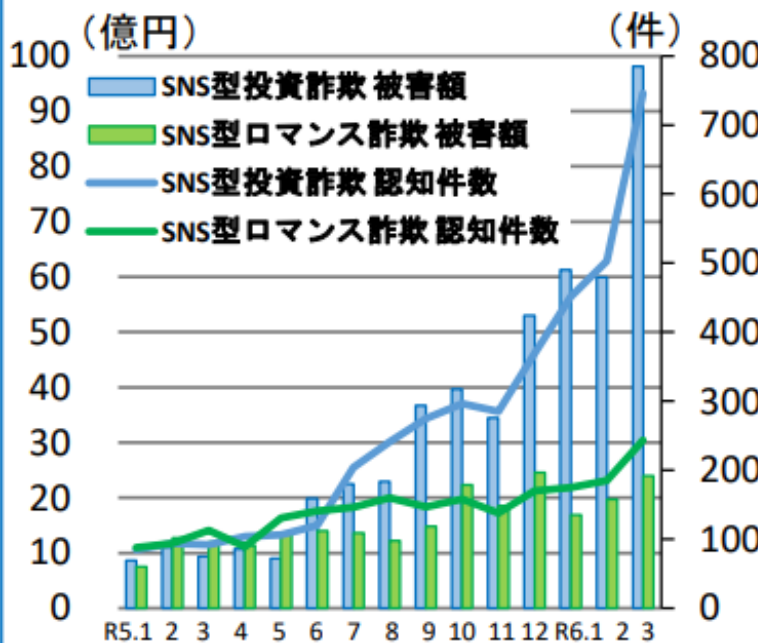
特殊詐欺

- ✓令和5年被害額は約452億円
- ✓前年から約80億円増加



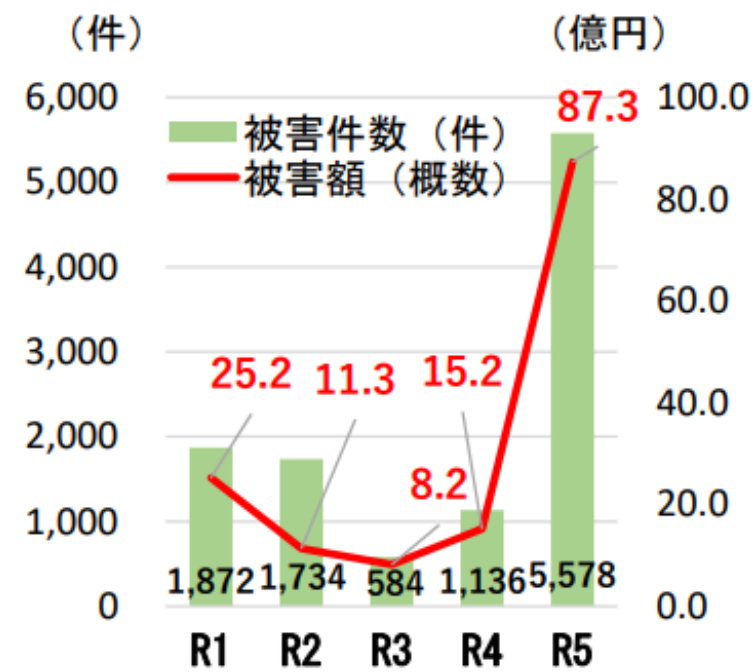
SNS型投資・ロマンス詐欺

- ✓令和5年下半期から急増
- ✓同年被害額は約455億円
- ✓令和6年1～3月被害額は約279億円



フィッシングによる被害

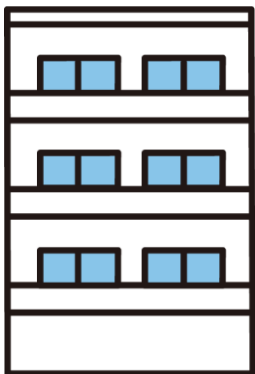
- ✓インターネットバンキングに係る不正送金被害が急増(令和5年約87億円)



種類		方法	該当条項
個人顧客向け	本人確認書類を用いた方法	「写真付き本人確認書類の画像」＋「容貌の画像」を用いた方法	1号ホ
		「写真付き本人確認書類のICチップ情報」＋「容貌の画像」を用いた方法	1号ヘ
		「本人確認書類の画像又はICチップ情報」＋「銀行等への顧客情報の照会」を用いた方法	1号ト（1）
		「本人確認書類の画像又はICチップ情報」＋「顧客名義口座への振込み」を用いた方法	1号ト（2）
	電子証明書を用いた方法	「公的個人認証サービスの署名用電子証明書（マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書）」を用いた方法	1号ワ
		「民間事業者発行の電子証明書」を用いた方法	1号ヲ・カ
法人顧客向け		「登記情報提供サービスの登記情報」を用いた方法	3号ロ
		「電子認証登記所発行の電子証明書」を用いた方法	3号ホ

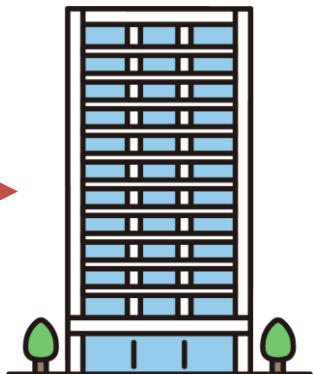
出所）金融庁「犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法の概要」（<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kakunin-qa/2.pdf>）

「登記情報提供サービスの登記情報」を用いた方法
 [犯収法規則6条1項3号ロ]



顧客
 (法人)

①「法人の名称及び本店等の所在地の申告」



特定事業者
 (金融機関等)

登記情報

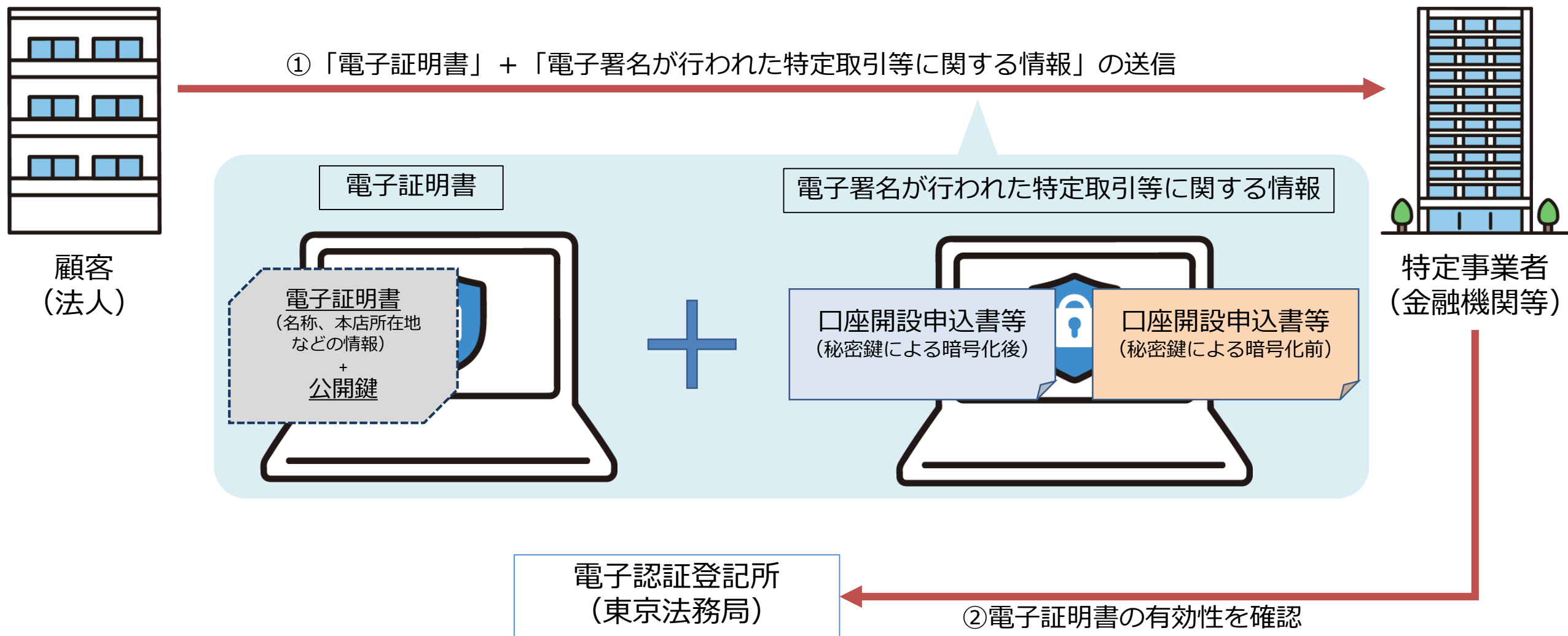
会社法人等番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇	
商号	株式会社〇〇	
本店	東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号	
役員に関する事項	東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号 代表取締役 〇〇 〇〇	令和〇年〇月〇日就任 令和〇年〇月〇日登記
	取締役 〇〇 〇〇	令和〇年〇月〇日就任 令和〇年〇月〇日登記
	取締役 〇〇 〇〇	令和〇年〇月〇日就任 令和〇年〇月〇日登記

民事法務協会
 (商業登記法3条の指定法人)

②登記情報提供サービスの登記情報を確認

出所) 金融庁「犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法の概要」(<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kakunin-qa/2.pdf>)

「電子認証登記所発行の電子証明書」を用いた方法 [犯収法規則6条1項3号木]



出所) 金融庁「犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法の概要」 (<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kakunin-qa/2.pdf>)

1. 従来対面で受領していた必要書類の真贋をオンラインのみで判断する方法・仕様はあるか

- ・ 身元確認はテクノロジーで代替できるのか（eシール他・各種技術）

2. 法人の履歴事項全部証明書で確認ができない事項の確認を、非対面・非来店でどのように確認するのか

- ・ どこかで結局実査は必要になるのか
- ・ オンラインでの法人口座開設に一か月程度かかる例もあるが、どこに時間がかかるのか

3. どこまで金融機関が不正防止の対応をするのか。どこで対応を行うのが適切か

- ・ 高額決済などの金額面での課題
- ・ 営業エリアなど地域面での課題
- ・ 能力、リソースの限界。「口座開設の上で監視する対応」は可能か